

3級FP技能士テキスト 改正のお知らせ

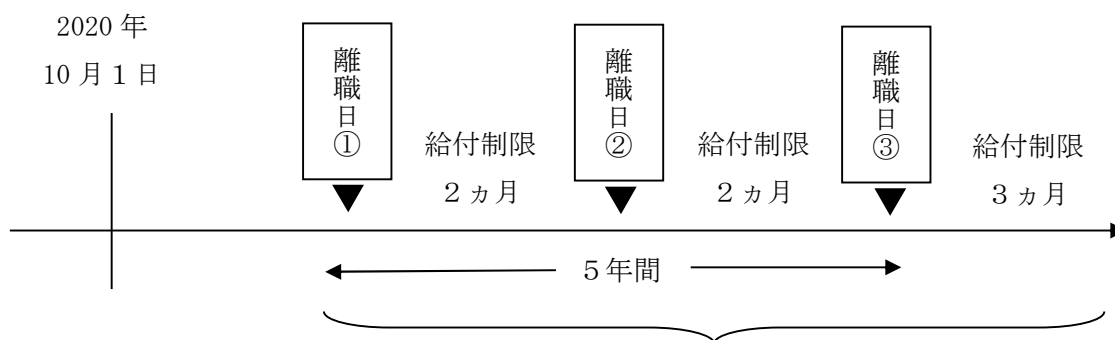
2020年10月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
FP試験において押さえておきたい主要内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、[該当ページ](#)には、3級FP技能士テキストの該当ページを記載しています。

<ライフプランニングと資金計画>

1. 雇用保険の基本手当等の給付制限期間が、5年間のうち2回に限り原則2ヵ月に短縮されました。

正当な理由がない自己都合により退職した場合、雇用保険の基本手当等の給付制限期間は原則3ヵ月ですが、2020年10月1日以降に離職し、雇用保険の基本手当等を受給する場合、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が原則2ヵ月となります。

<イメージ図>



2020年10月1日以降、5年間のうち2回までは給付制限期間が2ヵ月となります。ただし、3回目の離職以降、5年間に2回以上の自己都合による離職をしているため、離職日③にかかる給付制限期間は3ヵ月となります。

[該当ページ](#) P29・P30・P32